

(参考) 新旧対照表

改正後	改正前
(前文) このような状況に加え、<u>少子高齢化の進展、多様性理解の増進、経済活動の成熟化、国際化及び情報化の急速な進展により、家族形態の多様化、就労状況等が大きく変化する時代を迎える中、心豊かにいきいきと暮らせる美しい元気な福島を築くことを目指し、男女が性別にとらわれることなく、個性と能力が発揮できる男女共同参画社会を形成することが、ますます重要となっている。</u> ここに、すべての市民が、<u>性の多様性を尊重しつつ、男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現を目指すことを決意するとともに、基本理念を明らかにし、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するために、この条例を制定する。</u> (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) (略) (9) <u>性の多様性 性的指向(いずれの性別を恋愛感情又は性的な関心もしくは興味の主な対象とするかしないかを表わすことをいう。)及び性自認(自己の性別についての認識をいう。)が多様であることをいう。</u> (基本理念) 第3条 (略) 2～5 (略) <u>6 男女共同参画の推進は、性の多様性が尊重されることを旨として、行われなければならない。</u> <u>7 男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。</u>	(前文) このような状況に加え、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化、国際化及び情報化の急速な進展により、家族形態の多様化、就労状況等が大きく変化する時代を迎える中、心豊かにいきいきと暮らせる美しい元気な福島を築くことを目指し、男女が性別にとらわれることなく、個性と能力が発揮できる男女共同参画社会を形成することが、ますます重要となっている。 ここに、すべての市民が、男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現を目指すことを決意するとともに、基本理念を明らかにし、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するために、この条例を制定する。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) (略) (基本理念) 第3条 (略) 2～5 (略) <u>6 男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。</u>